

平成19年第1回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成19年2月19日(月)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(16名)

- | | | |
|-----|------|-------|
| 3番 | 港区 | 岸田東三 |
| 5番 | 文京区 | 成澤廣修 |
| 6番 | 台東区 | 高柳良夫 |
| 7番 | 北区 | 後藤憲司 |
| 8番 | 荒川区 | 烏飼秀夫 |
| 9番 | 品川区 | 塚本利光 |
| 10番 | 目黒区 | 二ノ宮啓吉 |
| 12番 | 世田谷区 | 菅沼つとむ |
| 14番 | 中野区 | 高橋ちあき |
| 15番 | 杉並区 | 今井 讓 |
| 16番 | 豊島区 | 里中郁男 |
| 17番 | 板橋区 | 菊田順一 |
| 18番 | 練馬区 | 村上悦栄 |
| 19番 | 墨田区 | 田中邦友 |
| 20番 | 江東区 | 斉藤久也 |
| 23番 | 江戸川区 | 渡部正明 |

4 欠席議員(7名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 1番 | 千代田区 | 戸張孝次郎 |
| 2番 | 中央区 | 神林 烈 |
| 4番 | 新宿区 | 小畑通夫 |
| 11番 | 大田区 | 水井達興 |
| 13番 | 渋谷区 | 齋藤一夫 |
| 21番 | 足立区 | しのはら守宏 |
| 22番 | 葛飾区 | 小用 進 |

5 出席説明員

- | | |
|------|------|
| 管理者 | 西野善雄 |
| 副管理者 | 佐藤良美 |

副管理者	多田正見
監査委員	木内悠紀夫
監査委員	煙山力
総務部長	伊東和憲
総務部参事	内田健一郎
(経営改革担当)	
調整担当部長	中村文夫
施設管理部長	畑辺高行
処理技術担当部長兼務	
施設建設部長	薬師寺史良
総務部参事	銀林謙一
総務課長事務取扱	
総務部参事	尾崎雅文
職員課長事務取扱	
経理課長	寺内博英

6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	岩澤豊明
書記	飯田操
同	小宮三雄

7 議事日程

- 日程第 1 会期決定について
- 日程第 2 財務委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 7 議案第 5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7号 東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例を廃止する条例
- 日程第 10 議案第 8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 11 議案第 9号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算
- 日程第 12 議案第 10号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

8 追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 議案第 5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第 6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第 7号 東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例を廃止する条例
- 追加日程第 8 議案第 8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合

一般会計補正予算（第2号）

追加日程第 9 議案第 9号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合
一般会計予算

追加日程第 10 議案第 10号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合
経費分担金について

追加日程第 11 議員提出議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会
議規則の一部を改正する規則

追加日程第 12 議員提出議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合議会委
員会条例の一部を改正する条例

追加日程第 13 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後２時０２分）

高柳 良夫議長 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、お手元に「異動者名簿」をお配りしてございますので、名簿の配付をもって報告とさせていただきます。

ただいまから平成１９年第１回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議席の指定を行います。今般、異動のありました齋藤一夫議員の議席は、会議規則第３条第１項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで、西野管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

西野管理者。

西野 善雄管理者 管理者の西野でございます。平成１９年第１回定例会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集を賜り、まことありがとうございます。また、本組合の運営につきましては、日ごろからご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

第１回定例会にご提案いたします案件は、条例案件７件、及び平成１９年度一般会計予算をはじめとする予算案件３件でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

この際、ちょっと場所が異なるんですが、一言お礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

平成１９年度の都区財政調整の都区折衝にあたりましては、議長会の皆さん方の強力な都議会に対する働きかけをちょうだいいたしまして、私ども区長会側として交渉に当たり、非常に大きなプッシュになったと、心からお礼を申し上げたいと思っております。

結果としては、ご承知のような内容になりました。今後とも、区長会、議長会、協力しながら、よりよき都区制度のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力、ご指導のほど、心からお願い申し上げます。

いと思います。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で管理者のあいさつは終わりました。

これより、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条に基づき、議長より18番 村上悦栄議員、19番 田中・友議員を指名いたします。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

鈴木 基行事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成19年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日欠席の届けがありました議員は7名でございます。

高柳 良夫議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

鈴木 基行事務局長 お手元に11月から12月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

高柳 良夫議長 これより、日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

高柳 良夫議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第 2 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 2 財務委員会委員の選任について

高柳 良夫議長 財務委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって、財務委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

次に、日程第 3 から日程第 9 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第 3 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例を廃止する条例

高柳 良夫議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

佐藤 良美副管理者 議案第1号から議案第7号までの7件につきまして、提案いたしました理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止するため、当該規定に係る文言の整理を行うものでございます。

議案第2号 東京二十三区清掃一部事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国が示しております条例準則に合わせるため、有給で行うことができる職員団体の業務または活動を「適正な交渉」に限定するものでございます。

議案第3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

常勤副管理者の期末手当の支給割合について、23区助役の期末手当との均衡を図るためのものでございます。

3月支給につきましては、給与月額等に百分の三十を乗じて得た額を、6月・12月支給につきましては、給与月額等に百分の百六十五を乗じて得た額を支給するものでございます。

また、地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止するため、当該規定に係る文言の整理を行うものでございます。

議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

常勤副管理者の給料月額につきましては、平成19年3月まで約3%引き下げる特例条例を施行中ですが、今回この適用期間を平成20年3月まで延長するものでございます。

また、地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止するため、当該規定に係る文言の整理を行うものでございます。

議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

土・日勤務手当の廃止、年末年始勤務手当の引き下げのほか、当該手当にかかる所要の改正を行うものでございます。

議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます

地方自治法の改正に伴い、収入役を廃止するため、当該規定に係る文言の整理を行うものでございます。

議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例を廃止する条例でございます。地方自治法の改正に伴い、副収入役を廃止するため、条例を廃止するものでございます。

以上が、これらを提案いたしました理由及び内容でございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案について、発言の通告がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第10から日程第12を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第10 議案第8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第9号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第12 議案第10号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

高柳 良夫議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

佐藤 良美副管理者 議案第8号から議案第10号までの3件につきまして、提案いたしました理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第2号)でございます。

お手元の平成18年度一般会計補正予算(第2号)をご覧いただきたいと存じます。3ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ22億9,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ833億6,860万円と定め、その款項の区分ごとの金額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。変更について、第2表 債務負担行為補正のとおり定めるものでございます。

第3条は、組合債の補正でございます。変更・廃止について、第3表 組合債補正のとおり定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

第1表は、歳入歳出補正予算の款・項の区分ごとの金額でございます。

歳入歳出とも、補正額は22億9,100万円の増額で、補正後の予算額は、833億6,860万円となっております。

補正の主な点につきまして、歳入からご説明申し上げます。

第2款 使用料及び手数料につきましては、廃棄物処理手数料で、平成18年11月までの収納実績から決算見込み額を推計し、相当額の不足が見込まれたため、7億2千万円を減額するものでございます。

第3款 国庫支出金は、21億円余の増額でございます。

これは、継続事業の国庫補助率が、当初予算計上時は4分の1で見込んだところ、引き続き2分の1で交付されるため増額するものでございます。

第6款 繰越金は、前年度からの繰越金と当初予算計上額との差、39億7,200万円を増額するものでございます。

第7款 諸収入は、主に第4項 雑入のエネルギー売払収入において決算見込み額との差を減額補正するものでございます。

第8款 組合債は、国庫支出金の補助率の変更に伴い、28億5,600万円を減額するものでございます。

次に、右5ページの歳出でございますが、第2款 総務費は、退職手当の実績見込みにより増額するものでございます。

第3款 清掃費は、39億2,400万円の減額でございます。これは、第1項 清掃費につきまして、光熱水費などの維持管理費の実績による減及び執行見込額を精査し、25億円を減額し、第2項 施設整備費については、工事の進捗による契約実績など及び渋谷清掃工場用地取得事業の打ち切り再計上により14億円を減額したことによるものでございます。

第4款 公債費につきましては、償還利子に係る利率の見込み減等を減額するものでございます。

第5款 諸支出金は、61億7,400万円を財政調整基金に積み立て、平成19年度以降の財源対策に努めたところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為補正につきまして、千歳清掃工場飛灰搬出設備整備事業で、限度額の変更を行うものでございます。

下段第3表 組合債補正でございます。

上段につきましては、国庫補助率の変更により限度額の変更を行うとともに、下段、渋谷清掃工場用地取得事業につきましては、今年度中の取得が困難であるため、廃止するものでございます。

続きまして、議案第9号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の平成19年度一般会計予算をご覧いただきたいと存じます。

3ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ757億2,500万円と定め、その款項の区分ごとの金額を第1表 歳入歳出予算のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表 債務負担行為のとおり定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第3表 組合債のとおり定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入の最高額を、200億円と定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

第1表は、歳入歳出予算の款・項の区分ごとの金額でございます。

平成19年度の予算額は、それぞれ757億2,500万円で、前年度当初予算と比べまして、52億3,300万円の減となっております。

この減の要因ですが、投資的経費である施設整備費と、これに伴う特定財源である国庫支出金及び組合債の減によるものでございます。

それでは、主な内容につきまして、説明申し上げます。

左、4ページの歳入の主な内容でございますが、第1款 分担金及び負担金の予算額は、第1項特別区からの分担金で、435億7,400万円でございます。

前年度と比べ、39億円の大幅増となっております。

これは、歳出で一般財源を充当いたします工場等の運営費と公債費が増額となったことが、主な要因でございます。

第2款 使用料及び手数料は、持込みごみに係る廃棄物処理手数料の改定が延期になったことから、前年度と比べ4億4,700万円余減の148億3,200万円を計上しております。

第3款 国庫支出金は、6億2,200万円で、廃棄物処理施設整備費補助金、循環型社会形成推進交付金を予算に計上しております。なお、国庫支出金は、対前年度比約16億円の大幅な減額となっております。

第5款 繰入金は、財政調整基金から予算編成時の残高の82億9,700万円の繰り入れを行い、財源対策を図ったところでございます。

第6款 繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。

第7款 諸収入は、エネルギー売払収入など、47億4,700万円でございます。

第8款 組合債は、清掃工場等の整備にかかる起債見込額33億100万円でございます。

組合債も国庫同様、対前年度比75億円余の減となっております。

次に、右、5ページの歳出の主な内容でございます。

第2款 総務費は、本庁職員、再雇用職員の人件費及び本庁管理費並びに監査委員費で、57億5,100万円でございます。

第3款 清掃費は、ごみ焼却費、不燃、粗大ごみ処理費など清掃工場等の運営に要する清掃費が、515億8,300万円余、前年度に比較して27億3,800万円の増となっております。

施設整備費は、81億6,300万円で、対前年度比100億円余の減額で、この結果、歳入の特定財源である国庫と起債が、91億円余の減額となっております。

次の、第4款 公債費は、組合債の元利償還金等に要する経費で、98億8,300万円、16億8,700万円の増となっております。

次に、6ページをお開き願います。第2表 債務負担行為でございます。これは、大田清掃工場第一工場操業継続事業の限度額を、7億5,600万円と定めるものでございます。

下段の第3表 組合債につきましては、世田谷清掃工場建設事業等に充当するもの合計3件で限度額の合計は、33億100万円でございます。

続きまして、議案第10号 平成19年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金については、当組規約第16条に基づき、分担金の総額を435億7,400万円と定め、各分担金の算出方法、納付方法等について定めるものでございます。

なお、分担金の精算といたしましては、確定値に基づき、平成21年度において過不足額を調整いたします。

以上が、これらを提案いたしました理由及び内容でございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

高柳 良夫議長 以上で提案の理由の説明は終わりました。

本案について、発言の通告がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時23分）

再 開（午後2時45分）

高柳 良夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第1号ほか12件を、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認め、議案第1号ほか12件を、本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1から追加日程第7を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

追加日程第2 議案第2号 東京二十三区清掃一部事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条

例

- 追加日程第3 議案第3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第4 議案第4号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第5 議案第5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第6 議案第6号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第7 議案第7号 東京二十三区清掃一部事務組合副収入役設置条例を廃止する条例

高柳 良夫議長 本案につきましては、総務・事業委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

高橋総務・事業委員長。

高橋 ちあき総務・事業委員長 ただいま議題となりました、議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員定数条例の一部を改正する条例ほか6議案について、総務・事業委員会を代表いたしまして、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、各議案の主な改正点について申し上げますと、議案第1号、議案第6号、議案第7号の3議案は、いずれも地方自治法の改正に伴い、収入役に係る規定の削除、または副収入役を廃止するための条例改正であります。

議案第2号は、有給で行える職員団体の業務、または活動を、「適法な交渉」に限定するための条例改正であります。

議案第3号は、地方自治法の改正に伴い、収入役に係る規定の削除と期末手当の支給月数を明文化するための条例改正であります。

議案第4号は、地方自治法の改正に伴い、収入役に係る規定の削除と常勤副管理者の給料月額について、平成19年3月まで約3%引き下げる特例条例を施行中ではありますが、この適用期間を平成20年3月まで延長するものであります。

議案第 5 号は、土・日勤務手当の廃止や年末年始勤務手当の引き下げ、清掃業務手当加算額の廃止を行うための条例改正であります。

以上が各議案の主な改正点であり、これら 7 議案は、審査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、総務・事業委員会報告を終わります。

高柳 良夫議長 ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

本案は、総務・事業委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 7 号までの 7 議案は、総務・事業委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第 8 から追加日程第 10 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 8 議案第 8 号 平成 18 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

追加日程第 9 議案第 9 号 平成 19 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第 10 議案第 10 号 平成 19 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

高柳 良夫議長 本案につきましては、財務委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、財務副委員長から報告をお願いいたします。

村上財務副委員長。

村上 悦栄財務副委員長 ただいま議題となりました、議案第 8 号 平成 18 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 2 号）ほか 2 議案に

ついて、財務委員会を代表して、委員会における審査の結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第8号 平成18年度一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出の総額にそれぞれ22億9,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ833億6,860万円、補正前の額に対して、2.8%の増とするものであります。

その主な内容ですが、繰越金に当初予算計上額と平成17年度決算における実質収支額との差額、39億7,200万円余を計上するとともに、平成19年度以降の財源対策を図るため、財政調整基金へ61億7,400万円余の積み立てを行うほか、債務負担行為及び組合債の補正などを行うものであります。

次に、議案第9号 平成19年度一般会計予算ですが、予算編成の基本的な考え方として、経営計画、経営改革プランの内容を踏まえ、清掃工場の運転管理委託などのアウトソーシングに取り組むとともに、運営経費の削減や自主財源の確保に積極的に努めた予算となっております。

歳入歳出予算額は、757億2,500万円であり、前年度に比べ、52億3,300万円の減、率にして、6.5%の減となっております。

これは、施設整備費の減と、それに伴う国庫支出金および組合債の減によるものですが、その一方で、新規清掃工場等の稼働による運営費や公債費が増加したことや廃棄物処理手数料の改定が延期となったことにより、一般財源の所要額は逆に増加しております。このため、当初予算編成時の基金残高、82億9,700万円を全額繰り入れ、最大限の財源対策に努めた予算であります。

次に、議案第10号 平成19年度清掃一組経費分担金についてですが、組合規約第16条に基づき分担金総額を435億7,400万円と定めるもので、これは、前年度に比べ、39億円余、9.8%の増となるものです。

なお、区別算定額については、平成21年度において、確定数値により精算が行われるものであります。

以上3議案は、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、財務委員会報告を終わります。

高柳 良夫議長 ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

本案は、財務委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第10号までの3議案は、財務委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第11及び追加日程第12を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第11 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

追加日程第12 議員提出議案第2号 東京二十三区清掃一部事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例

高柳 良夫議長 お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認め、提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。本案について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第13を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第13 運営委員会の閉会中の継続調査について

高柳 良夫議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

高柳 良夫議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、西野管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

西野管理者。

西野 善雄管理者 平成19年第1回定例会の閉会にあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきまして、ご審議の上、いずれも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございました。

本日の議決に基づき適正に執行していく所存でございます。今後とも何とぞよろしく、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

高柳 良夫議長 管理者のあいさつは終わりました。

以上をもちまして、平成19年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後2時57分）

会議録署名議員

議長 高 柳 良 夫

議員 村 上 悦 栄

議員 田 中 邦 友